

令和4年清瀬市議会第3回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議 決 日 結 果
議 案 第 4 4 号	令和3年度清瀬市一般会計歳入歳出決算	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 38,105,882 千円 2 歳出総額 35,703,524 千円 3 歳入歳出差引額 2,402,358 千円</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	9 月 2 8 日 認 定
議 案 第 4 5 号	令和3年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 8,244,928 千円 2 歳出総額 8,134,444 千円 3 歳入歳出差引額 110,484 千円</p> <p style="text-align: right;">保険年金課所管</p>	9 月 2 8 日 認 定
議 案 第 4 6 号	令和3年度清瀬市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算	<p>令和3年度会計に利益剰余金が生じたため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項に基づき剰余金処分に議決を得ると共に、同法第30条第4項に基づき決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 収益的収支 収 入 1,219,199 千円 支 出 1,103,921 千円</p> <p>2 資本的収支 収 入 373,205 千円 支 出 673,240 千円</p> <p style="text-align: right;">下水道課所管</p>	9 月 2 8 日 原 案 可 決 及 び 認 定

議案 第47号	令和3年度清瀬市駐車場事業特別 会計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 104,064 千円</p> <p>2 歳出総額 91,953 千円</p> <p>3 歳入歳出差引額 12,111 千円</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	9月28日 認定
議案 第48号	令和3年度清瀬市介護保険特別会 計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 7,569,781 千円</p> <p>2 歳出総額 7,169,149 千円</p> <p>3 歳入歳出差引額 400,632 千円</p> <p style="text-align: right;">介護保険課所管</p>	9月28日 認定
議案 第49号	令和3年度清瀬市後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 2,018,181 千円</p> <p>2 歳出総額 2,001,982 千円</p> <p>3 歳入歳出差引額 16,199 千円</p> <p style="text-align: right;">保険年金課所管</p>	9月28日 認定
議案 第50号	令和4年度清瀬市一般会計補正予 算(第3号)	<p>補正前の歳入歳出総額 32,387,230 千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 34,416,042 千円</p> <p>歳入総額 2,028,812 千円</p> <p>主なもの</p> <p>地方特例交付金 10,877 千円</p> <p>地方交付税 ▲15,411 千円</p> <p>都支出金 2,070 千円</p> <p>繰入金 591,719 千円</p> <p>繰越金 1,719,557 千円</p> <p>市債 ▲280,000 千円</p>	9月28日 可決

		歳出総額 2,028,812 千円 主なもの 総務費 968,512 千円 農林業費 ▲2,930 千円 教育費 3,951 千円 諸支出金 1,059,279 千円 財政課所管	
議案 第51号	令和4年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 8,008,000 千円 補正後の歳入歳出総額 8,117,485 千円 歳入総額 109,485 千円 主なもの 繰越金 109,485 千円 歳出総額 109,485 千円 主なもの 諸支出金 109,485 千円 保険年金課所管	9月28日 可決
議案 第52号	令和4年度清瀬市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 79,000 千円 補正後の歳入歳出総額 90,112 千円 歳入総額 11,112 千円 主なもの 繰越金 11,112 千円 歳出総額 11,112 千円 主なもの 諸支出金 11,112 千円 道路交通課所管	9月28日 可決
議案 第53号	令和4年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 7,240,000 千円 補正後の歳入歳出総額 7,638,587 千円 歳入総額 398,587 千円 主なもの 都支出金 3,955 千円 繰越金 394,632 千円 歳出総額 398,587 千円 主なもの	9月28日 可決

		基金積立金 233,303 千円 諸支出金 65,284 千円 介護保険課所管	
議案 第54号	令和4年度清瀬市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 2,236,000 千円 補正後の歳入歳出総額 2,251,200 千円 歳入総額 15,200 千円 主なもの 繰越金 15,200 千円 歳出総額 15,200 千円 主なもの 諸支出金 15,200 千円 保険年金課所管	9月28日 可決
議案 第55号	清瀬市多世代交流施設設置条例	都宮野塩団地の建替えに伴い、同団地に隣接して設置していた「清瀬市野塩老人いこいの家」の解体が決定したことにより、高齢者をはじめ多世代の地域住民が集える「清瀬市野塩多世代交流施設」を建設し、公の施設として新規に設置するため、新条例を制定するものです。 この条例では、地域住民の利便を考慮し、施設の管理及び運営は地域団体を指定管理者に指定できるよう規定整備するものです。 併せて、この条例の附則において、清瀬市立老人いこいの家設置条例を一部改正し、「清瀬市野塩老人いこいの家」を廃止するものです。 福祉総務課所管	9月28日 可決
議案 第56号	清瀬市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	市が東京都から受託する心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)及び同条例に準ずる市条例の事務執行において、市が特定個人情報を活用できるよう規定を整備し、助成受給者等が窓口で申請書等を提出する手続の軽便化が図れるよう、一部改正するものです。 総務課、障害福祉課所管	9月28日 可決

<p>議 案 第 57 号</p>	<p>清瀬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>国家公務員の退職年齢引き上げに準拠した地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、地方公務員の退職年齢を満60歳に到達した年から2年度ごとに段階的に1歳ずつ延長し、最終的に65歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長することとなりました。</p> <p>この制度は、清瀬市正規職員にも適用されることから、65歳までの定年延長に向けて勤務、分限、給与等の規定の整備に向け、条例を一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	<p>9月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 58 号</p>	<p>清瀬市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>国家公務員の退職年齢引き上げに準拠した地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の退職年齢を満60歳に到達した年から2年度ごとに段階的に1歳ずつ延長し、最終的に65歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長することとなりました。</p> <p>この制度は、清瀬市正規職員にも適用されることから、65歳までの定年延長に向けて勤務、分限、給与等の規定の整備に向け、条例を一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	<p>9月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 59 号</p>	<p>清瀬市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>国家公務員の退職年齢引き上げに準拠した地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の退職年齢を満60歳に到達した年から2年度ごとに段階的に1歳ずつ延長し、最終的に65歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長することとなりました。</p> <p>この制度は、清瀬市正規職員にも適用されることから、65歳までの定年延長に向けて勤務、分限、給与等の規定の整備に向け、条例を一部改正するものです。</p> <p>なお、65歳までの定年延長に伴い、現行運用している清瀬市職員の再任用に関する条例（平成14年清瀬市条例第18号）の適用がなくなるため、この条例の附則において廃止します。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	<p>9月28日 可 決</p>

<p>議 案 第 60 号</p>	<p>清瀬市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>国家公務員の退職年齢引き上げに準拠した地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の退職年齢を満 60 歳に到達した年から 2 年度ごとに段階的に 1 歳ずつ延長し、最終的に 65 歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長することとなりました。</p> <p>この制度は、清瀬市正規職員にも適用されることから、65 歳までの定年延長に向けて勤務、分限、給与等の規定の整備に向け、条例を一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	<p>9 月 28 日 可 決</p>
<p>議 案 第 61 号</p>	<p>公益的法人等への清瀬市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>国家公務員の退職年齢引き上げに準拠した地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の退職年齢を満 60 歳に到達した年から 2 年度ごとに段階的に 1 歳ずつ延長し、最終的に 65 歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長することとなりました。</p> <p>この制度は、清瀬市正規職員にも適用されることから、65 歳までの定年延長に向けて勤務、分限、給与等の規定の整備に向け、条例を一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	<p>9 月 28 日 可 決</p>
<p>議 案 第 62 号</p>	<p>清瀬市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>国家公務員の退職年齢引き上げに準拠した地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の退職年齢を満 60 歳に到達した年から 2 年度ごとに段階的に 1 歳ずつ延長し、最終的に 65 歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長することとなりました。</p> <p>この制度は、清瀬市正規職員にも適用されることから、65 歳までの定年延長に向けて勤務、分限、給与等の規定の整備に向け、条例を一部改正するものです。</p> <p>また、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 35 号）の施行により、会計年度任用職員の育児休業・介護休暇等の取得要件緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境整備、不妊治療のための休暇新設等を市職員に適用させる必要から、併せて条例を一部改正するものです。</p>	<p>9 月 28 日 可 決</p>

		<p>なお、新型コロナウイルス感染症が拡大し、新規感染者の類を見ない増加の中で、市職員もその対応に追われ、夏季休暇が取得できない状況にあるため、夏季休暇取得期間を弾力的に延長できるよう規定の整備も行います。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	
議案 第63号	清瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>国家公務員の退職年齢引き上げに準拠した地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の退職年齢を満60歳に到達した年から2年度ごとに段階的に1歳ずつ延長し、最終的に65歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長することとなりました。</p> <p>この制度は、清瀬市正規職員にも適用されることから、65歳までの定年延長に向けて勤務、分限、給与等の規定の整備に向け、条例を一部改正するものです。</p> <p>また、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の育児休業・介護休暇等の取得要件緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境整備、不妊治療のための休暇新設等を市職員に適用させる必要から、併せて条例を一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	9月28日 可決
議案 第64号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>国家公務員の退職年齢引き上げに準拠した地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の退職年齢を満60歳に到達した年から2年度ごとに段階的に1歳ずつ延長し、最終的に65歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長することとなりました。</p> <p>この制度は、清瀬市正規職員にも適用されることから、65歳までの定年延長に向けて勤務、分限、給与等の規定の整備に向け、条例を一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	9月28日 可決
議案 第65号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>条例に規定する市立公園を全て都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく都市公園に指定し、より管理及び運用の適格化を図るものです。また、同法第5条及び第6条に基づき公園内に自動販売機等を設置できるよう規定を整備</p>	9月28日 可決

		<p>し、市民等の利便向上と共に、市における税外収入確保を図れるよう一部改正するものです。</p> <p>併せて、清瀬橋周辺に柳瀬川河川改修に伴って整備した親水公園及び市が中里一丁目に緑地保全を目的に順次整備してきた緑地公園を都市公園に指定するため、一部改正をするものです。</p> <p>新たな市立公園</p> <p>1 清瀬市立清瀬橋親水公園 位 置 清瀬市中里二丁目 1281 番 1 面 積 4,315.76 m²</p> <p>2 清瀬市立中里一丁目緑地公園 位 置 清瀬市中里一丁目 1748 番 4 面 積 11,226.61 m²</p> <p style="text-align: right;">水と緑と公園課所管</p>	
議 案 第 66 号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>赤道と民地との付替え交換のため、市道の路線を廃止するものです。</p> <p>廃止路線 清瀬市道 1162 号線 (下清戸五丁目 大林組技術研究所東南側)</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	9 月 28 日 承 認
議 案 第 67 号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発による無償譲渡受入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線 清瀬市道 2221 号線 (中清戸五丁目 市立清瀬第五中学校東側)</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	9 月 28 日 承 認
議 案 第 68 号	タブレット端末等購入取得契約	<p>市職員が使用する情報系タブレット端末の新規導入及び市職員が使用する情報系端末の入替のため、民間企業 7 社</p>	9 月 28 日 可 決

		<p>による指名競争入札を執行し、去る6月22日の開札よりタブレット端末の納入予定業者を選定しました。</p> <p>市は、納入予定業者と仮契約を締結していますが、取得予定価格が2千万円以上であり、機器の取得には「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 取得金額 67,943,134円</p> <p>2 契約の相手方</p> <p>東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号</p> <p>株式会社 大塚商会 LA事業部公共グループグループ長</p> <p>3 取得機器（主なもの）</p> <p>(1) タブレット端末 (260台)</p> <p>(2) 液晶ディスプレイ (177台)</p> <p>(3) 拡張ドック (196台)</p> <p>(4) キーボード (177台)</p> <p>(5) 無線マウス (241台)</p> <p>(6) モノクロプリンター (16台)</p> <p style="text-align: right;">総務課、DX推進課所管</p>	
<p>議案 第69号</p>	<p>令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第4号)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症(オミクロン株)に対応したワクチン接種を初回接種が完了した満12歳以上の市民へ実施します。また、従来型のワクチンの追加接種を満5歳から11歳までの小児に実施するものです。</p> <p>接種は、市内の医療機関をはじめ、接種数のピーク時には公共施設に開設する集団接種会場で実施できるようにするため、補正予算を措置するものです。</p> <p>また、高齢者のインフルエンザの流行を防ぐため、高齢者のインフルエンザ予防ワクチン接種自己負担分(2,500円)を市が負担して接種率向上を図るほか、国内の農業振興対策の一環として学校給食に米粉パンを提供できるよう補助金を支出するため、併せて補正予算を措置するものです。</p>	<p>9月28日 可決</p>

		<p>主な内容</p> <p>1 現予算額 34,416,042 千円</p> <p>2 歳入歳出補正予算額 478,321 千円</p> <p>3 補正後予算額 34,894,363 千円</p> <p>4 歳入 478,321 千円</p> <p>(1) 国庫支出金 (新型コロナウイルスワクチン接種対策費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業) 438,020 千円</p> <p>(2) 都支出金 (季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業) 30,357 千円</p> <p>(3) 繰入金 (財政調整基金繰入金、まちづくり応援基金繰入金) 9,944 千円</p> <p>5 歳出 478,321 千円</p> <p>衛生費</p> <p>(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業 438,020 千円 (市民 65,200 人を接種対象として実施)</p> <p>ア 消耗品費 500 千円 (クーポン券の台紙作成、事務消耗品等)</p> <p>イ 通信運搬費 5,500 千円 (接種券の発送 65,200 通、コールセンター電話料金)</p> <p>ウ 委託料 431,020 千円 (予防接種費、集団接種業務委託費、コールセンター業務等包括委託等、システム改修、事務処理費等)</p> <p>エ 使用料 1,000 千円 (集団接種会場費)</p> <p>衛生費</p> <p>(2) 定期予防接種事業 39,860 千円 (高齢者のインフルエンザ予防ワクチン接種を促進するため、一人当たり 2,500 円を補助)</p> <p>ア 委託料 39,860 千円 (高齢者の自己負担分の軽減を図るため、医療機関に自己負担分を委託料として直接支出)</p>	
--	--	--	--

		<p>農林業費</p> <p>(3) 農業振興対策事業 441 千円</p> <p>(農業振興の一環として米粉パンの普及に向けて市立学校の給食で米粉パンを提供するため、小中学校へ補助金を支給)</p> <p>ア 補助金 (米粉パン普及推進事業)</p> <p>441 千円</p> <p>財政課所管</p>	
議案 第 70 号	清瀬市教育委員会委員の任命について	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 4 条第 2 項の規定により、清瀬市教育委員会を組織する委員を任命する必要があるため、同条同項の規定に基づき議会の同意を得るものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 埼玉県入間市久保稻荷一丁目 10 番 1 号</p> <p>扇町屋団地 11-501</p> <p>みや かわ やす ゆき 氏 名 宮 川 保 之 氏</p> <p>職員課・教育総務課所管</p>	9 月 28 日 同 意